

4 農振第 3669 号
令和 5 年 4 月 1 日

各地方農政局農村振興部長
沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長

} 殿

農林水産省農村振興局整備部地域整備課長

農村整備事業実施要領の一部改正に伴う農業集落排水汚泥農地還元推進事業
の取扱いについて

農村整備事業実施要領（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2737 号農村振興局長通知）
が令和 5 年 4 月 1 日付けで一部改正されたことに伴い、農業集落排水汚泥農地還元推進
事業の取扱いを下記のとおり定めたので、御了知の上、本事業の適切かつ円滑な実施に
特段の御配慮をお願いする。また、このことについて貴職から管内の関係機関に周知願
いたい。

記

第 1 適用

農業集落排水汚泥農地還元推進事業の実施に当たっては、農村整備事業実施要綱
（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知）、農村整備事業
実施要領（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2737 号農林水産省農村振興局長通知。以
下「実施要領」という。）によるもののほか、この通知に定めるところによる。

第 2 助成対象経費

実施要領別記の 2 に掲げる費用の詳細は次表のとおりとする。

費 目	内 容	注意点
（1）調査旅費	本事業を実施するために直接必要な会 議、各種調査、打合せ、資料収集、技術 指導等に必要な旅費	
（2）諸謝金	本事業を実施するために直接必要な専 門的知識の提供等の専門家等への謝礼に 必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料 を帳簿に添付すること。 事業実施主体に対する謝金は認め ない。

(3) 補償費	本事業の実施に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による損失に係る経費	
(4) 請負費	本事業の交付目的たる事業の一部を他の者に請け負わせるために必要な経費	請負業務として行うに当たっては、第三者に請け負わせることが必要かつ、合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 民間団体等の内部で発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
(5) 委託費	本事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 民間団体等の内部で発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
(6) 賃金	本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価及び通勤に要する交通費	賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
(7) 共済費	(6) の支払を受ける者に対する共済組合負担金及び社会保険料等	
(8) 需用費	本事業を実施するために直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費	消耗品は物品受払簿で管理すること。
(9) 役務費	本事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果となり得ない、器具機械等の各種保守・改良、翻訳並びに分析及び試験等を専ら行うために必要な経費	
(10) 賃借料	本事業を実施するために直接必要な会議の会場、事務機器、通信機器、分析機	

	器、機械・施設等の借料・損料、借地料等	
(11) 備品購入費	本事業を実施するために直接必要な検証、調査備品及び機械導入に係る経費 (ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。)	取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を帳簿に添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。

第 3 助成対象としない経費

実施要領別記の 2 に掲げる費用のうち次の経費は、本事業の実施に必要なものであっても、助成対象としない。

- 1 拠点となる事務所の借上経費
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定の前に発生した経費
- 3 助成対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- 4 都道府県又は市町村職員の人件費
- 5 飲食費
- 6 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- 7 本事業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入に要する経費
- 8 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 9 国が助成する他の事業と重複する経費
- 10 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費